

歯科技工士法施行規則一部改正等の内容について ～良質な歯科補てつ物等の確保のために～

◎講演抄録

国民の健康に関する意識が高まるとともに、歯科医療においても質の向上や安全性を確保する観点から、歯科補てつ物等の質的担保を図りながら効率的な提供体制の構築が求められています。

2012年10月2日付で歯科技工指示書の記載事項の見直し及び歯科技工所構造設備基準の施行規則への規定（明示）に関し、歯科技工士法施行規則（厚生労働省令）の一部が改正、公布されました。また、この改正に伴い、歯科補てつ物等の質の確保を図ることを目的として、厚生労働省医政局長より「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」の通知が発せられました。

今回は、これらの改正内容を踏まえて良質な歯科補てつ物等を作成する上で歯科技工士（所）として必要な対応や歯科技工所におけるトレーサビリティを補強するため必要な事項についてお話しします。

歯科技工士が国民保健向上のための積極的な取り組みができるよう、公益社団法人日本歯科技工士会の担う重要な役割、歯科技工士（所）のこれからの方針性にも触れながら、皆さんとともに意識を共有したいと思います。

◎略歴

古橋 博美

- 1973年　　日本医学技術学校歯科技工科卒業
- 1975年～　歯科技工所開設
- 1990年～　社団法人日本歯科技工士会役員
- 2011年～　社団法人日本歯科技工士会会长
- 2012年～　公益社団法人日本歯科技工士会会长
- 2009年～　歯科技工士国民年金基金理事長
- 2011年～　日本歯科技工士連盟会長